

大阪市告示第1727号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立西成市民館について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立市民館条例（昭和39年大阪市条例第37号）第16条前段の規定に基づき公告する。

令和7年12月24日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

大阪市立西成市民館

2 指定管理者

大阪市浪速区日本橋5丁目16番15号

社会福祉法人 石井記念愛染園

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（福祉局生活福祉部自立支援課）